

## 第 8 9 期 決 算 公 告

平成 2 1 年 6 月 2 6 日

大阪府岸和田市宮本町 2 6 番 1 5 号  
株式会社 泉 州 銀 行  
取締役頭取 吉 田 憲 正

貸借対照表 (平成 2 1 年 3 月 3 1 日現在)

(単位：百万円)

科 目 (資産の部)	金 額	科 目 (負債の部)	金 額
現 金 預 け 金	27,864	預 金	1,844,998
現 金	16,353	当 座 預 金	67,834
預 け 金	11,510	普 通 預 金	581,615
買 入 金 銭 債 権	0	貯 蓄 預 金	7,957
商 品 有 価 証 券	5	通 知 預 金	2,123
商 品 国 債	5	定 期 預 金	1,159,967
有 価 証 券	410,318	定 期 積 金	1
国 債	241,727	そ の 他 の 預 金	25,498
地 方 債	20,740	譲 渡 性 預 金	40,710
社 債	68,290	コ ー ル マ ネ ー	95,000
株 式	24,332	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	72,758
そ の 他 の 証 券	55,227	借 用 金	42,200
貸 出 金	1,729,988	借 入 金	42,200
割 引 手 形	7,886	外 国 為 替	163
手 形 貸 付	60,193	売 渡 外 国 為 替	154
証 書 貸 付	1,587,262	未 払 外 国 為 替	8
当 座 貸 越	74,645	社 債	20,000
外 国 為 替	2,634	そ の 他 の 負 債	13,861
外 国 他 店 預 け	1,435	未 決 済 為 替 借	2
買 入 外 国 為 替	565	未 払 法 人 税 等	131
取 立 外 国 為 替	634	未 払 費 用	6,994
そ の 他 の 資 産	14,586	前 受 収 益	1,463
前 払 費 用	76	従 業 員 預 り 金	692
未 収 収 益	3,827	給 付 補 て ん 備 金	0
金 融 派 生 商 品	2,826	金 融 派 生 商 品	2,625
そ の 他 の 資 産	7,855	リ ー ス 債 務	515
有 形 固 定 資 産	13,537	そ の 他 の 負 債	1,436
建 物	5,593	賞 与 引 当 金	810
土 地	6,626	退 職 給 付 引 当 金	5,124
リ ー ス 資 産	419	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	256
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	898	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	254
無 形 固 定 資 産	190	偶 発 損 失 引 当 金	34
リ ー ス 資 産	90	支 払 承 諾	14,810
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	100	負 債 の 部 合 計	2,150,983
繰 延 税 金 資 産	24,947	(純資産の部)	
支 払 承 諾 見 返	14,810	資 本 金	44,575
貸 倒 引 当 金	△11,897	資 本 剰 余 金	3,975
投 資 損 失 引 当 金	△128	資 本 準 備 金	3,974
		そ の 他 資 本 剰 余 金	1
		利 益 剰 余 金	38,241
		利 益 準 備 金	2,808
		そ の 他 利 益 剰 余 金	35,432
		繰 越 利 益 剰 余 金	35,432
		自 己 株 式	△96
		株 主 資 本 合 計	86,696
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△10,821
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△10,821
		純 資 産 の 部 合 計	75,874
資産の部合計	2,226,858	負債及び純資産の部合計	2,226,858

損益計算書 { 平成20年4月 1日から  
平成21年3月31日まで }

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	53,984
資金運用収益	43,055
貸出金利息	37,805
有価証券利息配当金	5,138
コールローン利息	45
買入手形利息	0
預け金利息	3
その他の受入利息	62
役員取引等収益	4,854
受入為替手数料	1,719
その他の役員収益	3,134
その他業務収益	3,660
外国為替売買益	538
商品有価証券売買益	0
国債等債券売却益	2,834
金融派生商品収益	53
その他の業務収益	233
その他経常収益	2,415
株式等売却益	1,788
その他の経常収益	626
経常費用	53,952
資金調達費用	9,520
預金利息	7,913
譲渡性預金利息	155
コールマネー利息	265
債券貸借取引支払利息	346
借入金利息	483
社債利息	341
その他の支払利息	16
役員取引等費用	6,108
支払為替手数料	474
その他の役員費用	5,634
その他業務費用	3,239
国債等債券売却損	370
国債等債券償却	2,743
その他の業務費用	126
営業経費	25,654
その他経常費用	9,429
貸倒引当金繰入額	2,962
貸出金償却	2,650
株式等売却損	106
株式等償却	3,334
その他の経常費用	374
経常利益	32

(単位：百万円)

科 目	金 額
特 別 利 益	828
固 定 資 産 処 分 益	2
償 却 債 権 取 立 益	710
投 資 損 失 引 当 金 戻 入 益	83
偶 発 損 失 引 当 金 戻 入 益	31
特 別 損 失	495
固 定 資 産 処 分 損	23
統 合 関 連 費 用	471
税 引 前 当 期 純 利 益	365
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	△549
法 人 税 等 調 整 額	744
法 人 税 等 合 計	195
当 期 純 利 益	169

## 個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法  
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法  
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法  
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）  
有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。  
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～50年
その他	2年～20年
  - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）  
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
  - (3) リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。
5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
6. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金  
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。  
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。  
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。  
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は21,379百万円であります。
  - (2) 投資損失引当金  
投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。
  - (3) 賞与引当金  
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理

（会計基準変更時差異の償却期間）

なお、会計基準変更時差異（5,059百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(6) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金の払戻請求に備えるため、過去の支払実績等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(7) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。）に規定する繰延ヘッジによっております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

（リース取引に関する会計基準）

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号平成19年3月30日）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号同前）が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。

これにより、従来の方法に比べ、「有形固定資産」中のリース資産は419百万円、「無形固定資産」中のリース資産は90百万円、「その他負債」中のリース債務は515百万円増加し、営業経費は6百万円減少、経常利益は5百万円減少、税引前当期純利益は5百万円減少しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式（及び出資）総額 7,248百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は10,250百万円、延滞債権額は18,679百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は1百万円であります。  
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は3,453百万円であります。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は32,384百万円であります。  
なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、8,451百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	224,564百万円
その他の資産	36百万円

担保資産に対応する債務

預金	4,884百万円
コールマネー	55,000百万円
債券貸借取引受入担保金	72,758百万円
借入金	34,200百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券26,019百万円を差し入れております。

また、その他の資産のうち保証金は1,329百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、241,210百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が240,498百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 有形固定資産の減価償却累計額 15,512百万円
10. 有形固定資産の圧縮記帳額 272百万円
11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金8,000百万円が含まれております。
12. 社債は、劣後特約付社債20,000百万円あります。
13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は35,370百万円あります。
14. 1株当たりの純資産額151円15銭
15. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
16. 関係会社に対する金銭債権総額 13,963百万円
17. 関係会社に対する金銭債務総額 51,602百万円
18. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。  
剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。  
当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、471百万円あります。
19. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ（10）に規定する単体自己資本比率（国内基準）は、10.32%であります。

(損益計算書関係)

1.	関係会社との取引による収益	
	資金運用取引に係る収益総額	282 百万円
	役務取引等に係る収益総額	24 百万円
	その他業務・その他経常取引に係る収益総額	251 百万円
	関係会社との取引による費用	
	資金調達取引に係る費用総額	105 百万円
	役務取引等に係る費用総額	3,779 百万円
	その他業務・その他経常取引に係る費用総額	69 百万円
	その他の取引に係る費用総額	3,451 百万円
	関係会社に対する譲渡資産額	
	代位弁済に伴う資産譲渡額	6,260 百万円
2.	1株当たり当期純利益金額	0円22銭

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券(平成21年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含まれた 評価差額(百万円)
売買目的有価証券	5	-

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
国債	54,636	53,701	△935	818	1,753
その他	14,000	12,222	△1,777	1	1,779
合計	68,636	65,923	△2,713	819	3,532

(注) 1. 時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの(平成21年3月31日現在)

	取得原価 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	16,825	16,228	△597	1,089	1,687
債券	243,193	240,750	△2,443	258	2,701
国債	189,103	187,090	△2,013	68	2,082
地方債	20,631	20,740	108	109	0
社債	33,458	32,920	△538	80	618
その他	49,974	41,226	△8,748	-	8,748
合計	309,994	298,205	△11,788	1,348	13,136

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理額は、株式3,191百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、当該有価証券の発行会社に係る債務者区分により設定しており、その内容は以下のとおりであります。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先の場合 時価が取得原価を下回っている場合

要注意先の場合

時価が取得原価を30%以上下回っている場合

正常先の場合

時価が取得原価を50%以上下回っている場合

4. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	230,913	4,623	476

5. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び貸借対照表計上額（平成 21 年 3 月 31 日現在）

	金額（百万円）
子会社・子法人等株式および関連法人等株式	
子会社・子法人等株式	6,888
関連法人等株式	180
その他有価証券	
非上場株式	1,035
内国非上場債券	35,370
非上場外国証券	0

6. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成 21 年 3 月 31 日現在）

	1 年以内 （百万円）	1 年超 5 年以内 （百万円）	5 年超 10 年以内 （百万円）	10 年超 （百万円）
債券	25,026	112,518	124,402	68,811
国債	2,005	56,948	113,961	68,811
地方債	7,030	13,709	—	—
社債	15,990	41,860	10,440	—
その他	—	7,941	28,705	—
合計	25,026	120,460	153,107	68,811

（金銭の信託関係）

- 運用目的の金銭の信託（平成 21 年 3 月 31 日現在）  
該当ありません。
- 満期保有目的の金銭の信託（平成 21 年 3 月 31 日現在）  
該当ありません。
- その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成 21 年 3 月 31 日現在）  
該当ありません。

（税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度額超過額	7,635 百万円
繰越欠損金	8,672
退職給付引当金損金算入限度額超過額	2,050
減価償却費損金算入限度超過額	222
有価証券評価損損金不算入額	7,794
その他有価証券評価差額金	5,063
その他	1,488
繰延税金資産小計	32,928
評価性引当額	△7,886
繰延税金資産合計	25,041
繰延税金負債	
その他	△93
繰延税金負債合計	△93
繰延税金資産の純額	24,947 百万円

（関連当事者との取引）

親会社及び主要株主等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 （百万円）	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 （被所有） 割合 %	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 （百万円）	科目	期末残高 （百万円）
親会社 及び 主要株主	㈱三菱東京 UFJ 銀行	東京都 千代田区	1,196,295	銀行業	（被所有） 直接 67.5	資金貸借関 係	利息の 支払	33	コール マネー	30,000
									未払費用	5

子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 %	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	近畿信用保証㈱	大阪府 貝塚市	6,400	住宅ローン等の保証	(所有) 直接 100.0	当行の住宅ローン等の保証	債務保証	1,178,720	—	—
							支払保証料	3,748	未払費用	398
							代位弁済額	6,260	—	—

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 %	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその近親者	佐々木 節子	—	—	不動産賃貸業	(被所有) 直接 0.0	—	利息の受取他	2	貸出金	87

(注) 佐々木節子に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

(決算後に生じた当行の状況に関する重要な事象(重要な後発事象))

1. 当行と株式会社池田銀行(本店:大阪府池田市 頭取:服部盛隆、以下「池田銀行」という。)(以下当行と総称して「両行」という。))は、両行の株主総会の承認及び関係当局の認可を前提として、共同株式移転の方法により平成21年10月1日(予定)に持株会社(以下「共同持株会社」という。))を設立すること(以下「本件株式移転」という。))、並びに持株会社の概要及び株式移転の条件等について決議し、関係当事者間で「経営統合契約書」(以下「統合契約」という。))を締結し、株式移転計画書を作成いたしました。

なお、当行は、平成21年6月26日開催の第89期定時株主総会において、上記取締役会決議に基づく「株式移転による完全親会社設立」議案を承認可決いたしました。

議案の内容及び今後の方針等については、以下のとおりであります。

(1) 株式移転による経営統合の概要

① 経営統合の目的

池田銀行及び当行は、関西地域における代表的な独立系の金融グループとして最良の地域金融機関となることを目的に、本件経営統合(以下「本経営統合」という。))を行います。池田銀行、当行及び共同持株会社で構成される新金融グループ(以下「新金融グループ」という。))は、地域金融機関としての公共性に鑑み、経営基盤の拡大、発展を通じて地域金融の安定化と地域経済の健全な発展を図るとともに、経営の独立性を確保し、地域顧客の利便性、サービス及び内部管理体制の質的向上を目指します。

② 経営統合の形態

本件株式移転により新設される共同持株会社が、池田銀行及び当行の株式を100%保有する形態を予定しております。

(2) 経営統合後の方針

- ① 池田銀行及び当行は、グループとしての総合力と一体感を高め、関西地域を代表する独立系の金融グループとして地域社会に貢献することを目指して、経営理念と経営方針を策定いたしました。

■経営理念

「幅広いご縁」と「進取の精神」を大切にし、お客様のニーズに合ったサービスを提供し、地域の皆様に「愛される」金融グループを目指します。

■経営方針

- i 人と人のふれあいを大切にし、誠実で親しみやすく、お客様から最も「信頼される」金融グループを創ります。
- ii 情報収集と時代の先取りに励み、先進的で高品質なサービスの提供によって、地域での存在感が最も高い金融グループを創ります。
- iii 健全な財務体質、高い収益力、経営効率の優位性を持つとともに、透明性の高い経営を行い、株主の信頼に応えます。
- iv 産・学・官のネットワークを活用し、様々なマッチングを通して、「地域との共生」を進めます。

v 法令やルールを厳守し、環境に配慮した企業活動を行うことによって、社会からの信頼向上に努めます。

vi グループ行員に、自由闊達に能力を発揮しまた能力向上を図れる職場を提供するとともに、よき市民としての成長を支援していきます。

② 池田銀行及び当行は、経営統合の目的に鑑み、両者の統合効果を最大化するために、持株会社設立後6カ月を目途に、池田銀行を存続会社として合併いたします。そのため、本契約後すみやかに統合準備室を設置します。

③ 池田銀行及び当行は、両行の基幹システムの統合等について、勘定系、情報系（サブシステムを除く。）とも、平成24年1月を目途に、池田銀行が使用しているシステムをベースに、顧客利便性などを踏まえ一本化します。

④ 池田銀行及び当行は、両行の傘下の事業子会社を、機能別組織とした共同持株会社の事業子会社とすることの可能性を本件経営統合後も引き続き検討してまいります。

⑤ 新金融グループの経営の独立性について

新金融グループは、株式会社三菱東京UFJ銀行（以下「BTMU」という。）及び三菱UFJフィナンシャルグループ（以下「MUF G」といい、BTMU及びBTMU以外のMUF Gの子会社並びにその緊密者と併せて「MUF Gグループ」という。）との親密な関係を今後も継続して参りますが、新金融グループの議決権について、地域金融機関としての経営の独立性を高めるため、BTMUと以下の通り合意しております。

■本件株式移転によりBTMUが保有する共同持株会社の普通株式持分は36%程度となり、共同持株会社はBTMUの持分法適用会社となる予定ですが、BTMUは、その保有する普通株式持分のうち、発行済普通株式総数の3分の1に相当する持分を超える部分について本件株式移転後可及的速やかに、また20%に相当する持分を超える部分についても、平成22年3月31日までに設定する株式処分信託に加えその他手法も活用しながら可及的速やかに、株式の処分を進めることを予定しております。

■BTMUは、上記20%部分について、BTMUのみならずMUF Gグループの各社にて一定程度分散して保有することを計画しております。

■上記に加えて、BTMUは、平成24年9月末まで、遅くとも平成26年9月末までの可能な限り早い機会にMUF G、BTMU及びBTMU以外のMUF Gの子会社の保有する普通株式持分を発行済普通株式総数の10%未満、その緊密者の保有する持分を含めても発行済普通株式総数の15%未満まで引き下げること確約しており、これにより共同持株会社がMUF Gグループ各社の持分法適用会社から外れることを想定しております。

### (3) 株式移転の要旨

① 株式移転の日程

平成20年5月30日	株式移転基本合意承認取締役会（両行）
平成20年5月30日	株式移転基本合意書締結（両行）
平成21年3月31日	定時株主総会基準日（両行）
平成21年5月25日	統合契約及び株式移転計画書承認取締役会（両行）
平成21年5月25日	統合契約締結及び株式移転計画書作成（両行）
平成21年6月26日	株式移転計画承認定時株主総会（両行）
平成21年9月25日（予定）	東京証券取引所上場廃止日（池田銀行）
平成21年9月25日（予定）	大阪証券取引所上場廃止日（両行）
平成21年10月1日（予定）	共同持株会社設立登記日（効力発生日）
平成21年10月1日（予定）	共同持株会社上場日

② 株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）

会社名	池田銀行	当行
株式移転比率	18.5	1

（注1）株式の割当比率

1. 池田銀行の普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式18.5株を割当交付いたします。
2. 当行の普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式1株を割当交付いたします。
3. 池田銀行の第一種優先株式1株に対して、共同持株会社の第一種優先株式18.5株を割当交付いたします。
4. 池田銀行の第二種優先株式1株に対して、共同持株会社の第二種優先株式18.5株を割当交付いたします。
5. 当行の第一回優先株式は、本件株式移転の効力発生日までに、当行の普通株式へ転換されることが見込まれているため、割当比率を記載しておりません。

なお、本件株式移転により、池田銀行又は当行の株主に交付しなければならない共同持株会社の普通株式及び第一種優先株式、第二種優先株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

上記株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合は、両行協議のうえ、変更することがあります。

(注2) 共同持株会社が交付する新株式数(予定)

普通株式：940,231,599株に、平成21年4月1日から平成21年8月1日までに、当行が当行の第一回優先株式を取得するのと引換えに交付した当行の普通株式の数に1を乗じた数(但し、1株未満の端数については切り捨てるものとする。)を加えた数

第一種優先株式：111,000,000株

第二種優先株式：115,625,000株

上記は平成21年3月31日現在における池田銀行及び当行の発行済株式総数を前提として算定した株式数であり、共同持株会社の設立までに、池田銀行及び当行が自己株式を消却した場合や池田銀行の新株予約権付社債に付された新株予約権が行使された場合は、共同持株会社が発行する新株式数は変動することがあります。

(注3) 共同持株会社の単元株式数

普通株式 100株

優先株式 100株

③ 株式移転に係る割当ての内容の算定根拠等

I. 普通株式

ア 算定の基礎

池田銀行及び当行は、本件株式移転に用いられる株式移転比率の算定にあたって公正性を期すため、池田銀行は野村証券株式会社(以下「野村証券」という。)に対し、また当行はモルガン・スタンレー証券株式会社(以下「モルガン・スタンレー証券」という。)及びアメリカン・アブレーザル・ジャパン株式会社(以下「アメリカン・アブレーザル」という。)に対し、それぞれ株式移転比率の算定を依頼しました。

野村証券は、両行普通株式それぞれについて市場株価が存在していることから市場株価平均法による算定を行うとともに、両行と類似した事業を営む他の上場企業との財務的観点での比較を行うために類似会社比較法と、両行の将来の事業活動の状況を反映するために配当割引モデル分析法(以下「DDM法」という。)による算定も行いました。各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式移転比率の算定レンジは、当行の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式を1株割り当てる場合に、池田銀行の普通株式1株に割り当てる共同持株会社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

	採用手法	株式移転比率の算定レンジ
①	市場株価平均法	16.0~17.4
②	類似会社比較法	8.1~24.9
③	DDM法	17.6~21.1

なお、市場株価平均法については、平成21年5月22日を算定基準日として、算定基準日の株価、算定基準日から遡る5営業日の終値平均株価、並びに平成21年5月11日に公表された当行の「平成21年3月期通期の業績予想の修正に関するお知らせ」による影響を加味するため、公表日の翌営業日から算定基準日までの終値平均株価を採用いたしました。

野村証券は、株式移転比率の算定に際して、両行から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両行及びその関係会社の資産又は負債(偶発債務を含みます。)について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。野村証券の比率算定は、平成21年5月22日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、両行の財務予測(利益計画その他の情報を含みます。)については、両行の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

モルガン・スタンレー証券は、両行の市場株価や将来収益力等を多角的に分析するため、両行について市場株価法、類似企業比較法、配当割引分析法(DDM法)等に基づく分析結果を総合的に勘案して当該株式移転比率の算定を行いました。

モルガン・スタンレー証券による株式移転比率の算定結果は以下のとおりです(以下の株式移転比率の算定レンジは、当行の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式を1株割り当てる場合に、池田銀行の普通株式1株に割り当てる共同持株会社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。)

	採用手法	株式移転比率の算定レンジ
①	市場株価法	16.0～20.3
②	類似企業比較法	3.3～21.9
③	DDM法	7.2～22.8

モルガン・スタンレー証券は、上記株式移転比率の算定を行うに際し、両行から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両行とその関係会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）について、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、両行の財務予測及び本件株式移転から生じることが予想されるシナジー効果に関する情報については、現時点で得られる最善の予測と判断を反映するものとして、両行の経営陣により合理的に作成されたものであることを前提としております。モルガン・スタンレー証券による上記株式移転比率の算定は、平成21年5月24日現在までの上記情報等を反映したものであります。

また、アメリカン・アプリーザルは、両行の市場株価や将来収益力等を多角的に分析するため、両行について市場株価法、類似企業比較法、ディスカウント・キャッシュフロー法（DCF法）等に基づく分析結果を総合的に勘案して当該株式移転比率の算定を行いました。

アメリカン・アプリーザルによる株式移転比率の算定結果は以下のとおりです（以下の株式移転比率の算定レンジは、当行の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式を1株割り当てる場合に、池田銀行の普通株式1株に割り当てる共同持株会社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。）。

	採用手法	株式移転比率の算定レンジ
①	市場株価法	16.0～20.3
②	類似企業比較法	12.6～28.0
③	DCF法	13.4～21.9

アメリカン・アプリーザルは、上記株式移転比率の算定を行うに際し、両行から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両行とその関係会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）について、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、両行の財務予測及び本件株式移転から生じることが予想されるシナジー効果等に関する情報については、両行の経営陣により、現時点で合理的に予測し得る最善の見積もりに基づいて作成されたものであることを前提としております。アメリカン・アプリーザルによる上記株式移転比率の算定は、平成21年5月22日現在までの上記情報等を反映したものであります。

#### イ 算定の経緯

上記のとおり、池田銀行は野村証券による株式移転比率の算定結果を参考に、当行はモルガン・スタンレー証券及びアメリカン・アプリーザルによる株式移転比率の算定結果を参考に、それぞれ両行の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両行で株式移転比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、平成21年5月25日付にて、最終的に上記株式移転比率が妥当であるとの判断に至り、上記株式移転比率を合意・決定いたしました。

なお、池田銀行は、野村証券より平成21年5月25日付にて、上記の前提条件その他一定の前提条件のもとに合意された株式移転比率が池田銀行の普通株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見書を取得し、当行は、アメリカン・アプリーザルより、平成21年5月25日付にて、一定の条件のもとに、合意された株式移転比率が当行普通株主の立場に即し、財務的見地から経済合理性がある旨の意見書を取得いたしました。

#### ウ 算定機関との関係

野村証券及びアメリカン・アプリーザルは、いずれも池田銀行及び当行の連結財務諸表規則第15条の4に定める関連当事者（連結子会社を含む。）または財務諸表等規則第8条第17項に定める関連当事者（以下、総称して「関連当事者」という。）には該当いたしません。

また、当行の算定機関であるモルガン・スタンレー証券については、(1)モルガン・スタンレー証券の親会社である米国 Morgan Stanley (以下「Morgan Stanley」という。)と当行の親会社である株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ (以下「MUFG」という。)が、平成20年9月29日付で戦略的資本提携 (以下「本資本提携」という。)を合意し、(2)本資本提携に基づき、MUFGは、平成20年10月13日に、Morgan Stanleyが発行する総額90億米ドル相当の転換型及び償還型優先株式を取得し、さらに、(3)MUFGは、Morgan Stanleyが平成21年5月7日 (ニューヨーク時間) に発表した公募増資に応募し、既に保有している償還型優先株式の一部について償還を受けるのと引き換えに、平成21年5月22日 (ニューヨーク時間) に Morgan Stanley 普通株式 29,375,000 株を取得しております。MUFGは、Morgan Stanley に対する一連の出資により、既に保有する Morgan Stanley の転換型優先株式を普通株式に転換することにより、Morgan Stanley の議決権の20%超を取得することが可能となっています。また、(4)Morgan Stanley には、本資本提携に基づきMUFGが指名した取締役1名が取締役として就任しています。さらに、(5)Morgan Stanley とMUFGは、平成21年3月26日にモルガン・スタンレー証券とMUFGの連結子会社である三菱UFJ証券株式会社とを統合して新会社を設立する旨の覚書を締結しており、またその他、両行間ではグローバルなアライアンス戦略の検討・協議が行われています。当行は、上記モルガン・スタンレー証券との関係に鑑み、モルガン・スタンレー証券に対して上記株式移転比率の算定を依頼するのは別に、アメリカン・アプリーザルにも上記株式移転比率の算定を依頼し、かつ同社から上記の意見書を取得しています。

なお、モルガン・スタンレー証券は池田銀行の関連当事者には該当いたしません。

## II. 優先株式

池田銀行及び当行は、池田銀行が発行している第一種優先株式及び第二種優先株式 (以下「対象優先株式」という。)については、普通株式のように市場価格が存在しないため、普通株式の株式移転比率を考慮した上で、共同持株会社にて新たに交付する優先株式を対象優先株式のそれぞれの発行要項と割当比率を通じて同一の条件を発行要項に定めることとし、池田銀行の発行する第一種優先株式1株につき共同持株会社の第一種優先株式18.5株を割当交付し、また、池田銀行の発行する第二種優先株式1株につき共同持株会社の第二種優先株式18.5株を割当交付することで合意しております。

### ④ 完全子会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

池田銀行が発行している第3回劣後特約付無担保転換社債型新株予約権付社債については、同社債要項第9条(2)項に基づき、共同持株会社成立の日の前日までに全額繰上償還する予定です。

なお、当行は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

### ⑤ 完全子会社の自己株式に関する取扱い

池田銀行及び当行は、本件株式移転効力発生日の前日までに、保有する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却する予定です。

### ⑥ 共同持株会社の上場申請に関する事項

池田銀行及び当行は、新たに設立する共同持株会社の株式について、東京証券取引所及び大阪証券取引所に新規上場申請を行う予定です。上場日は、平成21年10月1日を予定しております。また、池田銀行及び当行は本件株式移転により共同持株会社の完全子会社となりますので、共同持株会社の上場に伴い、池田銀行につきましては平成21年9月25日に東京証券取引所及び大阪証券取引所を、当行につきましては平成21年9月25日に大阪証券取引所を上場廃止となる予定です。なお、上場廃止の期日につきましては、池田銀行は東京証券取引所及び大阪証券取引所、当行は大阪証券取引所の規則により規定されます。

## (4) 株式移転の当事会社の概要

(平成21年3月31日時点)

①商号	株式会社池田銀行	株式会社泉州銀行
②事業内容	普通銀行業務	普通銀行業務
③設立年月日	昭和26年9月1日	昭和26年1月25日
④本店所在地	大阪府池田市城南2丁目1番11号	大阪府岸和田市宮本町26番15号
⑤代表者の役職・氏名	取締役頭取 服部盛隆	取締役頭取 吉田憲正
⑥資本金	768億65百万円	445億75百万円
⑦発行済株式数	普通株式 25,927,437株 第一種優先株式 6,000,000株 第二種優先株式 6,250,000株	普通株式 460,574,015株 第一回優先株式 7,530,000株
⑧純資産 (連結)	575億円	740億円
⑨総資産 (連結)	2兆5,500億円	2兆2,211億円

⑩預金残高	2兆2,537億円	1兆8,449億円
⑪貸出金残高	1兆6,656億円	1兆7,299億円
⑫決算期	3月31日	3月31日
⑬従業員数(連結)	1,294名	1,430名
⑭店舗数(出張所含む)	76ヶ店	64ヶ店
⑮店舗外ATM (うちPatsat)	102ヶ所 (46駅61ヶ所)	74ヶ所
⑯大株主及び持株比率	日本トラスティ・サービス信託銀行(株) 7.40% (株)みずほコーポレート銀行 3.51% 阪急阪神ホールディングス(株) 3.45%	(株)三菱東京UFJ銀行 67.26% 日本興亜損害保険(株) 2.01% 泉州銀行職員持株会 1.28%
⑰当事会社間の関係等	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	ATM提携、外貨両替提携、ビジネスマッチングフェア・ビジネス商談会への相互参加等を行っております。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

(5) 株式移転により新たに設立する会社の状況

①商号	株式会社池田泉州ホールディングス (英文名称: Senshu Ikeda Holdings, Inc.)		
②事業内容	銀行、その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理及びこれに付帯する業務を行います。		
③本店所在地	大阪府大阪市北区茶屋町18番14号(大阪梅田池銀ビル)		
④代表者及び役員 の就任予定	代表取締役会長	吉田憲正	(現: 当行取締役頭取)
	代表取締役社長 兼CEO(最高経営責任者)	服部盛隆	(現: 池田銀行取締役頭取)
	取締役	小川昭一	(現: 池田銀行取締役副頭取)
	取締役	豊永喬	(現: 当行取締役副頭取)
	取締役	小宮昇	(現: 池田銀行専務取締役)
	取締役	伊藤清継	(現: 当行専務取締役)
	取締役	昌尾一弘	(現: 池田銀行専務取締役)
	取締役	瀧川明秀	(現: 当行専務取締役)
	取締役	藤田博久	(現: 池田銀行常務取締役)
	取締役	片岡和行	(現: 当行専務取締役)
	取締役(社外)	畔柳信雄	(現: (株)三菱東京UFJ銀行取締役会長)
	監査役	堀井勝利	(現: 池田銀行監査役)
	監査役	辻太保	(現: 当行監査役)
	監査役(社外)	今中利昭	(現: 池田銀行監査役(社外))
	監査役(社外)	(※) 佐々木敏昭	(現: 当行監査役(社外))
	補欠監査役(社外)	久保井一匡 (社外監査役佐々木敏昭の補欠監査役)	(現: 当行補欠監査役)

	補欠監査役（社外）	大橋太朗（現：池田銀行監査役（社外）） 役今中利昭の補欠監査役 （※）会社法第2条第16号に定める「社外監査役」です。
⑤資本金	500億円	
⑥資本準備金	125億円	
⑦純資産（連結）	未定	
⑧総資産（連結）	未定	
⑨決算期	3月31日	
⑩上場証券取引所	東京証券取引所、大阪証券取引所	
⑪会計監査人	新日本有限責任監査法人	
⑫株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社	

2. 当行の取引先であるシオタニ株式会社は、平成21年6月9日付けで大阪地方裁判所に自己破産の申立てを行いました。同社に対する当行の債権のうち、担保及び引当等により保全されていない部分242百万円については、翌事業年度において費用処理を行う予定であります。
3. 当行の取引先である株式会社矢野組工業は、平成21年6月15日付けで大阪手形交換所による銀行取引停止処分を受けました。同社に対する当行の債権のうち、担保及び引当等により保全されていない部分470百万円については、翌事業年度において費用処理を行う予定であります。

## 第89期 決 算 公 告

平成21年6月26日

大阪府岸和田市宮本町26番15号  
株式会社 泉州銀行  
取締役頭取 吉田 憲正

連結貸借対照表 (平成21年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	27,964	預 金	1,844,159
買入金銭債権	83	譲渡性預金	20,500
商品有価証券	5	コールマネー及び売渡手形	95,000
有価証券	402,844	債券貸借取引受入担保金	72,758
貸出金	1,725,317	借入金	43,950
外国為替	2,634	外国為替	163
その他資産	22,186	社 債	20,300
有形固定資産	14,878	その他負債	27,472
建物	5,631	賞与引当金	868
土地	6,626	退職給付引当金	5,162
リース資産	21	役員退職慰労引当金	272
その他の有形固定資産	2,599	睡眠預金払戻損失引当金	254
無形固定資産	1,487	偶発損失引当金	34
ソフトウェア	1,382	支払承諾	16,223
のれん	2	負債の部合計	2,147,119
その他の無形固定資産	102	(純資産の部)	
繰延税金資産	27,507	資本金	44,575
支払承諾見返	16,223	資本剰余金	3,989
貸倒引当金	△19,831	利益剰余金	36,301
投資損失引当金	△127	自己株式	△130
		株主資本合計	84,735
		その他有価証券評価差額金	△10,820
		評価・換算差額等合計	△10,820
		少数株主持分	139
		純資産の部合計	74,054
資産の部合計	2,221,173	負債及び純資産の部合計	2,221,173

連結損益計算書 (平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	59,052
資金運用収益	43,103
貸出金利息	37,834
有価証券利息配当金	5,131
コールローン利息及び買入手形利息	45
預け金利息	3
その他の受入利息	88
役員取引等収益	7,041
その他業務収益	6,345
その他経常収益	2,561
経常費用	59,346
資金調達費用	9,494
預金利息	7,912
譲渡性預金利息	96
コールマネー利息及び売渡手形利息	265
債券貸借取引支払利息	346
借入金利息	524
社債利息	344
その他の支払利息	5
役員取引等費用	2,439
その他業務費用	5,541
営業経費	27,140
その他経常費用	14,729
貸倒引当金繰入額	4,576
その他の経常費用	10,152
経常損失	293
特別利益	1,111
固定資産処分益	2
償却債権取立益	993
投資損失引当金戻入益	83
偶発損失引当金戻入益	31
特別損失	532
固定資産処分損	60
統合関連費用	471
税金等調整前当期純利益	285
法人税、住民税及び事業税	308
法人税等調整額	327
法人税等合計	635
少数株主損失	414
当期純利益	63

## 連結注記表

### 連結財務諸表の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

#### (1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等 6社
- 会社名
- 株式会社泉州カード
  - 近畿信用保証株式会社
  - 泉銀総合リース株式会社
  - 泉銀ビジネスサービス株式会社
  - 泉州ソフトウェアサービス株式会社
  - J S企業育成ファンド投資事業有限責任組合

- ② 非連結の子会社及び子法人等
- 該当ありません。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等
- 該当ありません。
- ② 持分法適用の関連法人等 1社
- 会社名
- 株式会社バンク・コンピュータ・サービス
- ③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等
- 該当ありません。
- ④ 持分法非適用の関連法人等
- 該当ありません。

#### (3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

12月末日 1社

3月末日 5社

連結される子会社及び子法人等のうち、決算日が連結決算日と異なる子会社及び子法人等については、連結される子会社及び子法人等の決算日の財務諸表により連結しております。

なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

#### (4) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

- (5) のれん及び負ののれんの償却に関する事項  
のれんについては、5年間の定額法により償却を行っております。

#### 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

#### 1. 会計処理基準に関する事項

##### (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

##### (2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

##### (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

##### (4) 減価償却の方法

###### ①有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～50年
その他	2年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

###### ②無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

###### ③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

##### (5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額

及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 24,064 百万円であります。

(6) 投資損失引当金の計上基準

当行の投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(7) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(8) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11 年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11 年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理

なお、会計基準変更時差異（5,066 百万円）については、15 年による按分額を費用処理しております。

(9) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(10) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金の払戻請求に備えるため、過去の支払実績等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(11) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

(12) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(13) リース取引の処理方法

（借主側）

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成 20 年 4 月 1 日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

（貸主側）

ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準については、リース契約期間の経過に応じて売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(14) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号。以下「業種別監査委員会報告第 24 号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号。）に規定する繰延ヘッジによっております。

(15) 消費税等の会計処理

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によることとしております。また、当該取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とした定額法によることとしております。

これにより、従来の方法に比べ「有形固定資産」中のリース資産は21百万円、「その他負債」中のリース債務は22百万円増加し、営業経費は0百万円増加、経常損失は0百万円増加、税金等調整前当期純利益は0百万円減少しております。

なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。

(貸主側)

当該取引に係る収益及び費用の計上基準については、リース料の受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

これにより、従来の方法に比べ、その他資産が3,213百万円増加し、有形固定資産及び無形固定資産がそれぞれ2,964百万円、210百万円減少しております。また、経常損失は91百万円減少し、税金等調整前当期純利益は23百万円増加しております。

なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、同適用指針第81項に基づき、同会計基準適用初年度の前連結会計年度末における固定資産の帳簿価額(減価償却累計額控除後)をリース投資資産の期首の価額として計上しております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は10,963百万円、延滞債権額は19,646百万円であります。  
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は1百万円であります。  
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は3,453百万円であります。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は34,065百万円であります。  
なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
5. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、8,451百万円であります。

6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	224,564 百万円
その他資産	243 百万円
その他の有形固定資産	604 百万円
ソフトウェア	654 百万円

担保資産に対応する債務

預金	4,884 百万円
コールマネー及び売渡手形	55,000 百万円
債券貸借取引受入担保金	72,758 百万円
借入金	35,450 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 26,019 百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は 1,357 百万円であります。

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、257,129 百万円であります。このうち、原契約期間が 1 年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が 256,417 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 有形固定資産の減価償却累計額 19,098 百万円
9. 有形固定資産の圧縮記帳額 272 百万円
10. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 8,000 百万円が含まれております。
11. 社債には、劣後特約付社債 20,000 百万円が含まれております。
12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する保証債務の額は 34,870 百万円であります。
13. 1 株当たりの純資産額 146 円 94 銭
14. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
15. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。
- |                  |         |     |
|------------------|---------|-----|
| 退職給付債務           | △19,201 | 百万円 |
| 年金資産（時価）         | 6,897   |     |
| 未積立退職給付債務        | △12,303 |     |
| 会計基準変更時差異の未処理額   | 2,023   |     |
| 未認識数理計算上の差異      | 5,747   |     |
| 未認識過去勤務債務（債務の減額） | △544    |     |
| 連結貸借対照表計上額の純額    | △5,077  |     |
| 前払年金費用           | 84      |     |
| 退職給付引当金          | △5,162  |     |
16. 銀行法施行規則第 17 条の 5 第 1 項第 3 号ロに規定する連結自己資本比率（国内基準）は、10.19% であります。

（連結損益計算書関係）

1. 「その他の経常費用」には、貸出金償却 5,445 百万円、株式等償却 3,351 百万円、債権譲渡損 781 百万円及び睡眠預金払戻損失引当金繰入額 119 百万円を含んでおります。
2. 1 株当たり当期純損失金額 0 円 00 銭

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」を含めて記載しております。

1. 売買目的有価証券 (平成 21 年 3 月 31 日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含ま れた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	5	—

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの (平成 21 年 3 月 31 日現在)

	連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
国債	54,636	53,701	△935	818	1,753
その他	14,000	12,222	△1,777	1	1,779
合計	68,636	65,923	△2,713	819	3,532

(注) 1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの (平成 21 年 3 月 31 日現在)

	取得原価 (百万円)	連結貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	16,898	16,299	△598	1,098	1,696
債券	243,193	240,750	△2,443	258	2,701
国債	189,103	187,090	△2,013	68	2,082
地方債	20,631	20,740	108	109	0
社債	33,458	32,920	△538	80	618
その他	49,794	41,046	△8,748	—	8,748
合計	309,887	298,097	△11,789	1,356	13,145

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理 (以下「減損処理」という。) しております。

当連結会計年度における減損処理額は株式 3,197 百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、当該有価証券の発行会社に係る債務者区分により設定しており、その内容は以下のとおりであります。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先の場合	時価が取得原価を下回っている場合
要注意先の場合	時価が取得原価を 30% 以上下回っている場合
正常先の場合	時価が取得原価を 50% 以上下回っている場合

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券 (自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 21 年 3 月 31 日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	230,913	4,623	476

5. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額 (平成 21 年 3 月 31 日現在)

	金額 (百万円)
その他有価証券	
非上場株式	1,221
内国非上場債券	34,888
非上場外国証券	0

6. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成 21 年 3 月 31 日現在）

	1 年以内 (百万円)	1 年超 5 年以内 (百万円)	5 年超 10 年以内 (百万円)	10 年超 (百万円)
債券	25,026	112,036	124,402	68,811
国債	2,005	56,948	113,961	68,811
地方債	7,030	13,709	—	—
社債	15,990	41,378	10,440	—
その他	—	7,941	28,525	—
合計	25,026	119,978	152,927	68,811

(金銭の信託関係)

- 運用目的の金銭の信託（平成 21 年 3 月 31 日現在）  
該当ありません。
- 満期保有目的の金銭の信託（平成 21 年 3 月 31 日現在）  
該当ありません。
- その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成 21 年 3 月 31 日現在）  
該当ありません。

(決算後に生じた企業集団の状況に関する重要な事象（重要な後発事象）)

- 当行と株式会社池田銀行（本店：大阪府池田市 頭取：服部盛隆、以下「池田銀行」という。）（以下当行と総称して「両行」という。）は、両行の株主総会の承認及び関係当局の認可を前提として、共同株式移転の方法により平成 21 年 10 月 1 日（予定）に持株会社（以下「共同持株会社」という。）を設立すること（以下「本件株式移転」という。）、並びに持株会社の概要及び株式移転の条件等について決議し、関係当事者の間で「経営統合契約書」（以下「統合契約」という。）を締結し、株式移転計画書を作成いたしました。  
なお、当行は、平成 21 年 6 月 26 日開催の第 89 期定時株主総会において、上記取締役会決議に基づく「株式移転による完全親会社設立」議案を承認可決いたしました。  
議案の内容及び今後の方針等については、以下のとおりであります。

(1) 株式移転による経営統合の概要

① 経営統合の目的

池田銀行及び当行は、関西地域における代表的な独立系の金融グループとして最良の地域金融機関となることを目的に、本件経営統合（以下「本経営統合」という。）を行います。池田銀行、当行及び共同持株会社で構成される新金融グループ（以下「新金融グループ」という。）は、地域金融機関としての公共性に鑑み、経営基盤の拡大、発展を通じて地域金融の安定化と地域経済の健全な発展を図るとともに、経営の独立性を確保し、地域顧客の利便性、サービス及び内部管理体制の質的向上を目指します。

② 経営統合の形態

本件株式移転により新設される共同持株会社が、池田銀行及び当行の株式を 100% 保有する形態を予定しております。

(2) 経営統合後の方針

- 池田銀行及び当行は、グループとしての総合力と一体感を高め、関西地域を代表する独立系の金融グループとして地域社会に貢献することを目指して、経営理念と経営方針を策定いたしました。

■経営理念

「幅広いご縁」と「進取の精神」を大切にし、お客様のニーズに合ったサービスを提供し、地域の皆様に「愛される」金融グループを目指します。

■経営方針

- 人と人のふれあいを大切にし、誠実で親しみやすく、お客様から最も「信頼される」金融グループを創ります。
- 情報収集と時代の先取りに励み、先進的で高品質なサービスの提供によって、地域での存在感が最も高い金融グループを創ります。

iii 健全な財務体質、高い収益力、経営効率の優位性を持つとともに、透明性の高い経営を行い、株主の信頼に応えます。

iv 産・学・官のネットワークを活用し、様々なマッチングを通して、「地域との共生」を進めます。

v 法令やルールを厳守し、環境に配慮した企業活動を行うことによって、社会からの信頼向上に努めます。

vi グループ行員に、自由闊達に能力を発揮した能力向上を図れる職場を提供するとともに、よき市民としての成長を支援していきます。

② 池田銀行及び当行は、経営統合の目的に鑑み、両者の統合効果を最大化するために、持株会社設立後6カ月を目途に、池田銀行を存続会社として合併いたします。そのため、本契約後すみやかに統合準備室を設置します。

③ 池田銀行及び当行は、両行の基幹システムの統合等について、勘定系、情報系（サブシステムを除く。）とも、平成24年1月を目途に、池田銀行が使用しているシステムをベースに、顧客利便性などを踏まえ一本化します。

④ 池田銀行及び当行は、両行の傘下の事業子会社を、機能別組織とした共同持株会社の事業子会社とすることの可能性を本件経営統合後も引き続き検討してまいります。

⑤ 新金融グループの経営の独立性について

新金融グループは、株式会社三菱東京UFJ銀行（以下「BTMU」という。）及び三菱UFJフィナンシャルグループ（以下「MUF G」といい、BTMU及びBTMU以外のMUF Gの子会社並びにその緊密者と併せて「MUF Gグループ」という。）との親密な関係を今後も継続して参りますが、新金融グループの議決権について、地域金融機関としての経営の独立性を高めるため、BTMUと以下の通り合意しております。

■本件株式移転によりBTMUが保有する共同持株会社の普通株式持分は36%程度となり、共同持株会社はBTMUの持分法適用会社となる予定ですが、BTMUは、その保有する普通株式持分のうち、発行済普通株式総数の3分の1に相当する持分を超える部分について本件株式移転後可及的速やかに、また20%に相当する持分を超える部分についても、平成22年3月31日までに設定する株式処分信託に加えその他手法も活用しながら可及的速やかに、株式の処分を進めることを予定しております。

■BTMUは、上記20%部分について、BTMUのみならずMUF Gグループの各社にて一定程度分散して保有することを計画しております。

■上記に加えて、BTMUは、平成24年9月末まで、遅くとも平成26年9月末までの可能な限り早い機会にMUF G、BTMU及びBTMU以外のMUF Gの子会社の保有する普通株式持分を発行済普通株式総数の10%未満、その緊密者の保有する持分を含めても発行済普通株式総数の15%未満まで引き下げることを確約しており、これにより共同持株会社がMUF Gグループ各社の持分法適用会社から外れることを想定しております。

(3) 株式移転の要旨

① 株式移転の日程

平成20年5月30日	株式移転基本合意承認取締役会（両行）
平成20年5月30日	株式移転基本合意書締結（両行）
平成21年3月31日	定時株主総会基準日（両行）
平成21年5月25日	統合契約及び株式移転計画書承認取締役会（両行）
平成21年5月25日	統合契約締結及び株式移転計画書作成（両行）
平成21年6月26日	株式移転計画承認定時株主総会（両行）
平成21年9月25日（予定）	東京証券取引所上場廃止日（池田銀行）
平成21年9月25日（予定）	大阪証券取引所上場廃止日（両行）
平成21年10月1日（予定）	共同持株会社設立登記日（効力発生日）
平成21年10月1日（予定）	共同持株会社上場日

② 株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）

会社名	池田銀行	当行
株式移転比率	18.5	1

(注1) 株式の割当比率

1. 池田銀行の普通株式 1 株に対して、共同持株会社の普通株式 18.5 株を割当交付いたします。
2. 当行の普通株式 1 株に対して、共同持株会社の普通株式 1 株を割当交付いたします。
3. 池田銀行の第一種優先株式 1 株に対して、共同持株会社の第一種優先株式 18.5 株を割当交付いたします。
4. 池田銀行の第二種優先株式 1 株に対して、共同持株会社の第二種優先株式 18.5 株を割当交付いたします。
5. 当行の第一回優先株式は、本件株式移転の効力発生日までに、当行の普通株式へ転換されることが見込まれているため、割当比率を記載しておりません。

なお、本件株式移転により、池田銀行又は当行の株主に交付しなければならない共同持株会社の普通株式及び第一種優先株式、第二種優先株式の数に 1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 234 条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し 1 株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

上記株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合は、両行協議のうえ、変更することがあります。

(注 2) 共同持株会社が交付する新株式数 (予定)

普通株式：940,231,599 株に、平成 21 年 4 月 1 日から平成 21 年 8 月 1 日までに、当行が当行の第一回優先株式を取得するのと引換えに交付した当行の普通株式の数に 1 を乗じた数 (但し、1 株未満の端数については切り捨てるものとする。) を加えた数

第一種優先株式：111,000,000 株

第二種優先株式：115,625,000 株

上記は平成 21 年 3 月 31 日現在における池田銀行及び当行の発行済株式総数を前提として算定した株式数であり、共同持株会社の設立までに、池田銀行及び当行が自己株式を消却した場合や池田銀行の新株予約権付社債に付された新株予約権が行使された場合は、共同持株会社が発行する新株式数は変動することがあります。

(注 3) 共同持株会社の単元株式数

普通株式 100 株

優先株式 100 株

③ 株式移転に係る割当ての内容の算定根拠等

I. 普通株式

ア 算定の基礎

池田銀行及び当行は、本件株式移転に用いられる株式移転比率の算定にあたって公正性を期すため、池田銀行は野村証券株式会社 (以下「野村証券」という。) に対し、また当行はモルガン・スタンレー証券株式会社 (以下「モルガン・スタンレー証券」という。) 及びアメリカン・アプリーザル・ジャパン株式会社 (以下「アメリカン・アプリーザル」という。) に対し、それぞれ株式移転比率の算定を依頼しました。

野村証券は、両行普通株式それぞれについて市場株価が存在していることから市場株価平均法による算定を行うとともに、両行と類似した事業を営む他の上場企業との財務的観点での比較を行うために類似会社比較法と、両行の将来の事業活動の状況を反映するために配当割引モデル分析法 (以下「DDM法」という。) による算定も行いました。各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式移転比率の算定レンジは、当行の普通株式 1 株に対して共同持株会社の普通株式を 1 株割り当てる場合に、池田銀行の普通株式 1 株に割り当てる共同持株会社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

	採用手法	株式移転比率の算定レンジ
①	市場株価平均法	16.0～17.4
②	類似会社比較法	8.1～24.9
③	DDM法	17.6～21.1

なお、市場株価平均法については、平成 21 年 5 月 22 日を算定基準日として、算定基準日の株価、算定基準日から遡る 5 営業日の終値平均株価、並びに平成 21 年 5 月 11 日に公表された当行の「平成 21 年 3 月期通期の業績予想の修正に関するお知らせ」による影響を加味するため、公表日の翌営業日から算定基準日までの終値平均株価を採用いたしました。

野村證券は、株式移転比率の算定に際して、両行から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両行及びその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。野村證券の比率算定は、平成 21 年 5 月 22 日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、両行の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、両行の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

モルガン・スタンレー証券は、両行の市場株価や将来収益力等を多角的に分析するため、両行について市場株価法、類似企業比較法、配当割引分析法（DDM法）等に基づく分析結果を総合的に勘案して当該株式移転比率の算定を行いました。

モルガン・スタンレー証券による株式移転比率の算定結果は以下のとおりです（以下の株式移転比率の算定レンジは、当行の普通株式 1 株に対して共同持株会社の普通株式を 1 株割り当てる場合に、池田銀行の普通株式 1 株に割り当てる共同持株会社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。）。

	採用手法	株式移転比率の算定レンジ
①	市場株価法	16.0～20.3
②	類似企業比較法	3.3～21.9
③	DDM法	7.2～22.8

モルガン・スタンレー証券は、上記株式移転比率の算定を行うに際し、両行から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両行とその関係会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）について、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、両行の財務予測及び本件株式移転から生じることが予想されるシナジー効果に関する情報については、現時点で得られる最善の予測と判断を反映するものとして、両行の経営陣により合理的に作成されたものであることを前提としております。モルガン・スタンレー証券による上記株式移転比率の算定は、平成 21 年 5 月 24 日現在までの上記情報等を反映したものであります。

また、アメリカン・アプレーザルは、両行の市場株価や将来収益力等を多角的に分析するため、両行について市場株価法、類似企業比較法、ディスカウント・キャッシュフロー法（DCF法）等に基づく分析結果を総合的に勘案して当該株式移転比率の算定を行いました。

アメリカン・アプレーザルによる株式移転比率の算定結果は以下のとおりです（以下の株式移転比率の算定レンジは、当行の普通株式 1 株に対して共同持株会社の普通株式を 1 株割り当てる場合に、池田銀行の普通株式 1 株に割り当てる共同持株会社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。）。

	採用手法	株式移転比率の算定レンジ
①	市場株価法	16.0～20.3
②	類似企業比較法	12.6～28.0
③	DCF法	13.4～21.9

アメリカン・アプレーザルは、上記株式移転比率の算定を行うに際し、両行から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両行とその関係会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）について、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、両行の財務予測及び本件株式移転から生じることが予想されるシナジー効果等に関する情報については、両行の経営陣により、現時点で合理的に予測し得る最善の見積もりに基づいて作成されたものであることを前提としております。アメリカン・アプレーザルによる上記株式移転比率の算定は、平成 21 年 5 月 22 日現在までの上記情報等を反映したものであります。

#### イ 算定の経緯

上記のとおり、池田銀行は野村証券による株式移転比率の算定結果を参考に、当行はモルガン・スタンレー証券及びアメリカン・アプリーザルによる株式移転比率の算定結果を参考に、それぞれ両行の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両行で株式移転比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、平成21年5月25日付にて、最終的に上記株式移転比率が妥当であるとの判断に至り、上記株式移転比率を合意・決定いたしました。

なお、池田銀行は、野村証券より平成21年5月25日付にて、上記の前提条件その他一定の前提条件のもとに合意された株式移転比率が池田銀行の普通株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見書を取得し、当行はアメリカン・アプリーザルより、平成21年5月25日付にて、一定の条件のもとに、合意された株式移転比率が当行普通株主の立場に即し、財務的見地から経済合理性がある旨の意見書を取得いたしました。

#### ウ 算定機関との関係

野村証券及びアメリカン・アプリーザルは、いずれも池田銀行及び当行の連結財務諸表規則第15条の4に定める関連当事者（連結子会社を含む。）または財務諸表等規則第8条第17項に定める関連当事者（以下、総称して「関連当事者」という。）には該当いたしません。

また、当行の算定機関であるモルガン・スタンレー証券については、(1)モルガン・スタンレー証券の親会社である米国 Morgan Stanley（以下「Morgan Stanley」という。）と当行の親会社である株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（以下「MUFG」という。）が、平成20年9月29日付で戦略的資本提携（以下「本資本提携」という。）を合意し、(2)本資本提携に基づき、MUFGは、平成20年10月13日に、Morgan Stanley が発行する総額90億米ドル相当の転換型及び償還型優先株式を取得し、さらに、(3)MUFGは、Morgan Stanley が平成21年5月7日（ニューヨーク時間）に発表した公募増資に応募し、既に保有している償還型優先株式の一部について償還を受けるのと引き換えに、平成21年5月22日（ニューヨーク時間）に Morgan Stanley 普通株式29,375,000株を取得しております。MUFGは、Morgan Stanley に対する一連の出資により、既に保有する Morgan Stanley の転換型優先株式を普通株式に転換することにより、Morgan Stanley の議決権の20%超を取得することが可能となっています。また、(4)Morgan Stanley には、本資本提携に基づきMUFGが指名した取締役1名が取締役として就任しています。さらに、(5)Morgan Stanley とMUFGは、平成21年3月26日にモルガン・スタンレー証券とMUFGの連結子会社である三菱UFJ証券株式会社とを統合して新会社を設立する旨の覚書を締結しており、またその他、両行間ではグローバルなアライアンス戦略の検討・協議が行われています。当行は、上記モルガン・スタンレー証券との関係に鑑み、モルガン・スタンレー証券に対して上記株式移転比率の算定を依頼するのとは別に、アメリカン・アプリーザルにも上記株式移転比率の算定を依頼し、かつ同社から上記の意見書を取得しています。

なお、モルガン・スタンレー証券は池田銀行の関連当事者には該当いたしません。

#### II. 優先株式

池田銀行及び当行は、池田銀行が発行している第一種優先株式及び第二種優先株式（以下「対象優先株式」という。）については、普通株式のように市場価格が存在しないため、普通株式の株式移転比率を考慮した上で、共同持株会社にて新たに交付する優先株式を対象優先株式のそれぞれの発行要項と割当比率を通じて同一の条件を発行要項に定めることとし、池田銀行の発行する第一種優先株式1株につき共同持株会社の第一種優先株式18.5株を割当交付し、また、池田銀行の発行する第二種優先株式1株につき共同持株会社の第二種優先株式18.5株を割当交付することで合意しております。

#### ④ 完全子会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

池田銀行が発行している第3回劣後特約付無担保転換社債型新株予約権付社債については、同社債要項第9条(2)項に基づき、共同持株会社成立の前日までに全額繰上償還する予定です。

なお、当行は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

#### ⑤ 完全子会社の自己株式に関する取扱い

池田銀行及び当行は、本件株式移転効力発生日の前日までに、保有する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却する予定です。

⑥ 共同持株会社の上場申請に関する事項

池田銀行及び当行は、新たに設立する共同持株会社の株式について、東京証券取引所及び大阪証券取引所に新規上場申請を行う予定です。上場日は、平成21年10月1日を予定しております。また、池田銀行及び当行は本件株式移転により共同持株会社の完全子会社となりますので、共同持株会社の上場に伴い、池田銀行につきましては平成21年9月25日に東京証券取引所及び大阪証券取引所を、当行につきましては平成21年9月25日に大阪証券取引所を上場廃止となる予定です。なお、上場廃止の期日につきましては、池田銀行は東京証券取引所及び大阪証券取引所、当行は大阪証券取引所の規則により規定されます。

(4) 株式移転の当事会社の概要

(平成21年3月31日時点)

①商号	株式会社池田銀行	株式会社泉州銀行
②事業内容	普通銀行業務	普通銀行業務
③設立年月日	昭和26年9月1日	昭和26年1月25日
④本店所在地	大阪府池田市城南2丁目1番11号	大阪府岸和田市宮本町26番15号
⑤代表者の役職・氏名	取締役頭取 服部盛隆	取締役頭取 吉田憲正
⑥資本金	768億65百万円	445億75百万円
⑦発行済株式数	普通株式 25,927,437株 第一種優先株式 6,000,000株 第二種優先株式 6,250,000株	普通株式 460,574,015株 第一回優先株式 7,530,000株
⑧純資産(連結)	575億円	740億円
⑨総資産(連結)	2兆5,500億円	2兆2,211億円
⑩預金残高	2兆2,537億円	1兆8,449億円
⑪貸出金残高	1兆6,656億円	1兆7,299億円
⑫決算期	3月31日	3月31日
⑬従業員数(連結)	1,294名	1,430名
⑭店舗数(出張所含む)	76ヶ店	64ヶ店
⑮店舗外ATM(うちPatsat)	102ヶ所 (46駅61ヶ所)	74ヶ所
⑯大株主及び持株比率	日本トラスティ・サービス信託銀行(株) 7.40% (株)みずほコーポレート銀行 3.51% 阪急阪神ホールディングス(株) 3.45%	(株)三菱東京UFJ銀行 67.26% 日本興亜損害保険(株) 2.01% 泉州銀行職員持株会 1.28%
⑰当事会社間の関係等	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	ATM提携、外貨両替提携、ビジネスマッチングフェア・ビジネス商談会への相互参加等を行っております。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

(5) 株式移転により新たに設立する会社の状況

①商号	株式会社池田泉州ホールディングス (英文名称: Senshu Ikeda Holdings, Inc.)
②事業内容	銀行、その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理及びこれに付帯する業務を行います。
③本店所在地	大阪府大阪市北区茶屋町18番14号(大阪梅田池銀ビル)

④代表者及び役員の 就任予定	代表取締役会長	吉田憲正	(現：当行取締役頭取)
	代表取締役社長 兼 CEO (最高経 営責任者)	服部盛隆	(現：池田銀行取締役頭 取)
	取締役	小川昭一	(現：池田銀行取締役副 頭取)
	取締役	豊永喬	(現：当行取締役副頭取)
	取締役	小宮昇	(現：池田銀行専務取締 役)
	取締役	伊藤清継	(現：当行専務取締役)
	取締役	昌尾一弘	(現：池田銀行専務取締 役)
	取締役	瀧川明秀	(現：当行専務取締役)
	取締役	藤田博久	(現：池田銀行常務取締 役)
	取締役	片岡和行	(現：当行専務取締役)
	取締役 (社外)	畔柳信雄	(現：㈱三菱東京 U F J 銀行取締役会長)
	監査役	堀井勝利	(現：池田銀行監査役)
	監査役	辻太保	(現：当行監査役)
	監査役 (社外)	今中利昭 (※)	(現：池田銀行監査役 (社 外) )
監査役 (社外)	佐々木敏昭 (※)	(現：当行監査役 (社外) )	
補欠監査役 (社 外)	久保井一匡 (社外監査 役佐々木敏 昭の補欠監 査役)	(現：当行補欠監査役)	
補欠監査役 (社 外)	大橋太朗 (社外監査 役今中利昭 の補欠監査 役) (※) 会社法第 2 条第 16 号に定める「社 外監査役」です。	(現：池田銀行監査役 (社 外) )	
⑤資本金	500 億円		
⑥資本準備金	125 億円		
⑦純資産 (連結)	未定		
⑧総資産 (連結)	未定		
⑨決算期	3 月 31 日		
⑩上場証券取引所	東京証券取引所、大阪証券取引所		
⑪会計監査人	新日本有限責任監査法人		
⑫株主名簿管理人	三菱 U F J 信託銀行株式会社		

2. 当行の取引先であるシオタニ株式会社は、平成 21 年 6 月 9 日付けで大阪地方裁判所に自己破産の申立てを行いました。同社に対する当行の債権のうち、担保及び引当等により保全されていない部分 242 百万円については、翌連結会計年度において費用処理を行う予定であります。
3. 当行の取引先である株式会社矢野組工業は、平成 21 年 6 月 15 日付けで大阪手形交換所による銀行取引停止処分を受けました。同社に対する当行の債権のうち、担保及び引当等により保全されていない部分 470 百万円については、翌連結会計年度において費用処理を行う予定であります。